(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の経営成績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の経営成績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の経営成績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

e　(3)ａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね３月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間連結貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の業績の概要（四半期連結財務諸表（特定事業会社の場合には、中間連結財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね９月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度における最初の四半期連結会計期間の翌々四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後９月の業績の概要（四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね７月から９月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合又は中間連結財務諸表規則第88条の規定により修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。）を掲げた場合を除く。）　当該次の連結会計年度開始後６月の業績の概要（中間連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね13月経過後に届出書を提出する場合　当該次の連結会計年度の業績の概要（連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

e　(3)のａの有価証券報告書に連結財務諸表を記載していない１年を１事業年度とする会社及び特定事業会社においては、次の(a)から(e)までに掲げる場合に応じ、当該(a)から(e)までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。

(a)　四半期報告書を提出する会社（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社を除く。）において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね３月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度の最初の四半期会計期間に係る四半期貸借対照表（提出会社が連結財務諸表を作成しておらず、かつ、四半期財務諸表等規則第83条第２項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、四半期貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。）を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後３月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(b)　四半期報告書を提出する会社において、最近事業年度の次の事業年度開始後おおむね６月を経過した日から提出期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（当該次の事業年度における最初の四半期会計期間の翌四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）